

SHOKEI-GAKUSO

JOURNAL OF BUSINESS STUDIES

Vol. 62 No. 2 December 2015

《Articles》

Contents of Indonesian companies' CSR disclosure and their factors:

Literature review and statistical analysis

..... Naoko Kawahara and Noriko Irie

Inheritance and Capital gains taxation..... Hiroyuki Nakano

Follower and followership..... Kazuki Matsuyama

A Study of the Framework for Financial Accounting

—The ideas of the revenue and expense view and the asset

and liability view—..... Tadaaki Yamaguchi

The academic-industrial alliance business for job matching

between local companies and university students

—a case study of Kobe-Shinbun M Labo business—

..... Tomohiko Taniguchi

Published

by

THE SOCIETY OF BUSINESS STUDIES

KINKI UNIVERSITY

Higashi-Osaka, OSAKA, JAPAN

商
経
学
叢

第
六
十
二
卷
第
二
号

二
〇
一
五
年
十
二
月

近
畿
大
学
商
経
学
会

商 経 学 叢

第62卷 第2号

論 文

インドネシア企業の CSR 情報開示の内容と要因：文献レビューおよび統計分析

.....川原尚子・入江賀子 1

換価分割と譲渡所得課税に関する一考察

——東京高判平成23年9月21日訟月58巻6号2513頁を題材として——

.....中野浩幸 25

フォロワーとフォロワーシップ松山一紀 47

財務会計のフレームワークに関する考察

——収益・費用アプローチと資産・負債アプローチを中心として——

.....山口忠昭 75

地域企業と大学生のマッチングを目指した産学連携ビジネス

——神戸新聞社のMラボ事業の事例——谷口智彦 101

2015年12月

近畿大学商経学会

執筆 者 紹 介 (掲 載 順)

川 原 尚 子……近 畿 大 学 経 営 学 部 教 授
入 江 賀 子……名 古 屋 商 科 大 学 経 済 学 部 非 常 勤 講 師
中 野 浩 幸……近 畿 大 学 経 営 学 部 教 授
松 山 一 紀……近 畿 大 学 経 営 学 部 教 授
山 口 忠 昭……近 畿 大 学 経 営 学 部 教 授
谷 口 智 彦……近 畿 大 学 経 営 学 部 准 教 授

商 経 学 叢 第 62 卷 第 2 号 (通 卷 第 175 号)

2015 年 12 月 25 日 印 刷

2015 年 12 月 25 日 発 行

編 集 近 畿 大 学 商 経 学 会

発 行 人 山 口 忠 昭

発 行 所 東 大 阪 市 小 若 江 3 丁 目 4 番 1 号

近 畿 大 学 経 営 学 部

郵 便 番 号 577-8502 電 話 番 号 (06)4307-3046

印 刷 所 近 畿 大 学 管 理 部 用 度 課 (出 版 印 刷)

 近 畿 大 学

近畿大学商経学会規約

第1条（会の名称）

本会の名称を「近畿大学商経学会」(The Society of Business Studies, Kinki University) とする。

第2条（事務局の設置場所）

本会の事務局は、これを近畿大学経営学部資料室に置く。

第3条（会の目的）

本会は、近畿大学における商学、経営学、会計学をはじめとする関連諸分野の研究・教育を促進し、その成果を広く公にすることを通じて、学界ならびに実社会に寄与・貢献することを目的とする。加えて、構成員の優れた業績を表彰することでその業績を世に知らしめることを目的とする。

第4条（会の事業）

前条の目的を達するために、本会は以下の事業を行う。

- (1) 機関誌『商経学叢』の刊行
- (2) ワーキングペーパーの管理
- (3) その他、研究・教育成果を公表する書籍等の刊行
- (4) 研究会、ワークショップ、学術講演会、セミナー等、研究・教育成果を公表する催事の実施
- (5) その他、前条の目的を達するための事業

第5条（会員資格）

本会の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 近畿大学経営学部専任教員（助教、特任教員を含む）
- (2) 近畿大学経済学部専任教員（助教、特任教員を含む）
- (3) 近畿大学大学院商学研究科博士後期課程修了者および満期退学者
- (4) 近畿大学大学院商学研究科博士後期課程在学学生
- (5) 近畿大学経営学部、経済学部、および商経学部の名誉教授

なお、(5)については、その身分を終身会員とする。

第6条（会の組織）

- 1 本会は、以下の役員をもってこれを運営する。
 - (1) 会長
 - (2) 編集委員
- 2 会長には、近畿大学経営学部長が就任し、本会を代表するとともに、会務を統括する。
- 3 会長は、前条(1)に該当する者の若干名に対し、編集委員を委嘱する。
- 4 編集委員に委嘱された者は、経営学部広報・編集委員会編集部に属し、会の運営に当たる。
- 5 編集委員の任期については、各種学部委員の任期に準ずる。ただし、再任・留任を妨げない。

第7条（会の予算）

- 1 本会の予算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本会の活動経費は、経営学部の予算において配分された額をもって、これに充てる。

第8条（著作権について）

第4条に定められた事業を通じて公にされる著作物（音声、映像記録等を含む）の著作権については、その著作物が近畿大学商経学会によって採用もしくは実施された時点で、著作者ないしこれに準ずる者から近畿大学商経学会に譲渡されたものとみなす。

附 則

本規約は、平成23年2月16日より施行する。

近畿大学『商経学叢』に関する規程

第1条（本規程の目的）

本規程は、「近畿大学『商経学叢』に関する規程」（以下、「本規程」と略称する）と称し、近畿大学商経学会規約（以下、「規約」と略称する）第4条(1)に定められた事業を遂行するために必要な事項について定める。

第2条（『商経学叢』刊行の目的）

『商経学叢』は、規約第3条に定められた商経学会の目的を達すべく、会員の研究・教育成果を公表するために刊行される。

第3条（『商経学叢』の編集）

『商経学叢』の編集・刊行作業は、規約第6条第1項(2)に定められた編集委員が、これを担当する。ただし、必要な場合は、これ以外の者を参加させることができる。その際、参加できる者は規約第5条(1)に定める会員に限る。

第4条（『商経学叢』の種別）

『商経学叢』は、以下の種別を有する。

- (1) 通常号
- (2) 記念号
 - ① 退任記念号……………定年退職する教員を対象とする
 - ② 追悼号……………在職中に物故した教員を対象とする
 - ③ その他の記念号……………周年記念等、しかるべき時期に刊行する

なお、記念号の刊行については、別に定める。

第5条（投稿資格）

- 1 規約第5条に定める会員は、『商経学叢』に投稿する資格を有する。
- 2 ただし、会員のうち、規約第5条(3)もしくは(4)に該当する会員については、本規程第6条に定める掲載著作物のうち(1)のみを投稿できるものとし、かつ『『商経学叢』への大学院生投稿論文の査読手続に係る内規』にもとづき、投稿論文の掲載には審査を要する。

- 3 共著による投稿の場合は、共著者のうち少なくとも一名（ただし、第一著者）が会員であることを要する。ただし、近畿大学経営学部教授会の議を経て受け入れた客員教員および客員研究員ないしそれに准ずる者については、共著における第一著者としての投稿資格を有するものとする。この場合の掲載順序については、当該投稿者の本来の勤務先における職位に准じる。
- 4 必要に応じて、会員以外の者に執筆を依頼することができる。

第6条（掲載著作物の種別）

『商経学叢』には、以下の著作物を掲載する。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 書評

第7条（投稿に関する留意事項）

『商経学叢』に投稿する際には、以下の点を踏まえるものとする。

- (1) 投稿者は、所定の表紙に必要事項を記載し、提出原稿に添付しなければならない。
- (2) 原稿は、ワープロで作成された完成原稿とし、未刊行のものでなければならない。
- (3) 論文に関しては、原稿の本文冒頭に以下の事項を順に記載しなければならない。
 - ① 論題
 - ② 筆者氏名
 - ③ 日本語概要（300字以内）
 - ④ 欧文概要
 - ⑤ 5個以内のキーワード
 - ⑥ 原稿提出日
- (4) 本文中の節番号は1, 2, …と表記し、項番号は(1), (2), …と表記することを原則とする。
- (5) 図表は、図1, 表1と表記し、図表タイトルとともに書くこと。引用した場合

は、出所を図表の下に明記すること。

- (6) 注は脚注で表記し、本文中のしかるべき場所に通し番号を付すること。
- (7) 参考文献は、本文末に一括してリストを作成すること。その順序については、学界において広く採用されている方法を用いること。
- (8) 参考文献の表記方法については、以下の方式を原則とする。

著書【洋文献】…著者名 [刊行年] 書名〈イタリック〉, 出版社もしくは出版地名。

著書【和文献】…著者名 [刊行年] 『書名』 出版社名。

論文等【洋文献】…著者名 [刊行年] 論題, 所収誌名〈イタリック〉, 巻, 号, 掲載ページ。

論文等【和文献】…著者名 [刊行年] 「論題」『所収誌名』 巻, 号, 掲載ページ。

- (9) 執筆者校正は、二校までとする。

第8条（著作権）

- 1 『商経学叢』に掲載が受理された原稿の著作権は、近畿大学商経学会に帰属する。投稿者が当該原稿を他の出版物に転用する場合には、あらかじめ文書によって近畿大学商経学会の許可を得なければならない。
- 2 『商経学叢』に掲載された原稿については、冊子体以外の媒体で公開されることがある。投稿者は、これを承諾したうえで投稿するものとする。

論文

- 米国のサステナビリティ会計の現状と課題……………川原尚子・入江賀子
- 中国一電気自動車メーカー BYD の競争戦略……………徐方啓
- 財務経理部門のマネジャーのキャリアと経験学習……………谷口智彦
- 日系ブラジル人労働者の長期的キャリアの考察
——パイロット調査の質的分析——……………谷口智彦
- 海外事業活動が現金保有水準に及ぼす影響
——我が国上場企業における定量分析——……………中岡孝剛
- 量子論の歴史—その概念発展史と哲学的含意
——黒体放射からプランクの量子仮説まで——……………森川亮

研究ノート

- なぜ量子の歴史を紡ぐのか？
——量子論の歴史，その序論として——……………森川亮

書評

- 谷内正往『戦前大阪の鉄道とデパート』（東方出版，2014年）……………高橋愛典